

障害等のある学生の学内インターンシップ実施の意義と課題 —山口大学における修学・就労の接続支援の試み—

岡田 菜穂子
小川 勤
田中 亜矢巳
柳下 雅子
金子 博
平尾 元彦

要旨

障害等のある学生への支援の広まりを受け、近年では、大学における就労を見据えた支援の必要性が高まっている。本稿では、山口大学での障害等のある学生への支援のうち、学内で実施するインターンシップをはじめとした修学・就労の接続支援の取組みを例に、その意義と課題を整理したい。

本学では、関連部署が連携することで修学と就労を連動させて支援の充実を図っている。また、学内インターンシップには学生が状況に合わせて参加できるよう実施要領を工夫している。今後は在学中の就労機会の創出と移行支援の充実のため、学外関連機関との連携体制を整備していく必要がある。

キーワード

大学、障害学生、修学支援、就労移行支援、インターンシップ

1 はじめに

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 4 月施行）や「障害者の雇用の促進等に関する法律」（平成 28 年 4 月改正法施行）等の法整備，社会的潮流などを受け，高等教育機関での障害等のある学生への支援は，修学から就労を見据えて幅広く展開することが求められている。

現在，山口大学では，障害等のある学生への修学支援のための学内支援拠点である学生特別支援室と，本学学生の就職活動支援のための全学施設である就職支援室とが連携して，障害等のある学生の修学から就労へのスムーズな移行を目指した試みを実施している。

特に発達障害や精神障害のある学生を中心

に課題となることが多いのが，自身の障害特性の理解と，仕事との適性を見極めである。学生が，自らのスキルを生かして活躍するために，自分に適した環境を選び，具体的な就労のイメージを持って進路選択を行えるよう，本学でも取り組みを始めたところである。

本稿では，山口大学における障害等のある学生の修学から就労の接続支援の取組みを紹介し，特に関連部署間で連携して実施している学内インターンシップの意義と課題を整理したい。

2 山口大学の障害等のある学生への修学支援の取組み

障害等のある学生の就労に関する取り組み

について触れる前に、まずは就労支援と連動して行っている修学支援の仕組みをまとめておきたい。

2.1 全学での修学支援体制の拡充

山口大学では、障害等のある学生への修学支援のための拠点の設置や関連規則の制定、障害のある学生（以下、障害学生）のための修学支援申請制度の導入等、全学での支援体制の整備を進めてきた。現在では支援の仕組みが徐々に定着し、運用が軌道に乗ってきたところである。

➤ 修学支援のための拠点の設置

本学では平成 27 年 6 月、障害等のある学生への修学支援の学内拠点として学生特別支援室が設置された。日頃は、学生特別支援室にて障害等のある学生の支援に関する相談対応を行い、必要に応じて学生の所属学部や関連部局と連携して支援を実施している。

➤ 関連規則等の制定

山口大学では障害等のある学生の支援に関連する規則や申合せが整備されている。特に「国立大学法人山口大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則」では、大学としての支援の方針や、合理的配慮の実施要領が定められている。

➤ 全学会議体の設置

学内の障害等のある学生の支援に関わる情報共有や支援方針の確認のため、平成 27 年 10 月に「障害学生連絡会」が設置された。連絡会のメンバーは、各学部の担当教員と職員、関連部局の教職員から成っている。

連絡会とは別に、入試対応や個別の支援内容を検討するための「障害学生修学支援委員会」が組織されている。

➤ 障害学生のための修学支援申請制度の導入

山口大学には、障害学生本人が希望する場合、大学に対して修学支援を申し立てることができる修学支援申請制度がある。申請には、障害者手帳もしくは診断書が必要で、学生自

身が支援を希望していることを前提としている。

学生特別支援室では、相談や定期面談、関連窓口の紹介には、特に支援の申請を必要としておらず、組織だった対応や全学での調整が必要な支援を希望する場合には、支援の申請を勧めている。

➤ 授業中支援の実施

支援申請をした障害学生からの希望があれば、授業中「配慮願」を授業担当教員に配布することができる。「配慮願」には、障害による修学上の困難さの説明と、授業中にどのような配慮があれば授業に参加しやすいかについて記載されており、授業担当教員が授業中の配慮を検討する材料となっている。

学生特別支援室では、授業担当教員に支援方法を助言したり、必要に応じて学生サポーターを派遣するなど、「配慮願」と連動した支援のコーディネートを担当している。

2.2 修学支援の対象者

山口大学では、障害学生の修学支援申請制度を導入していることは先述のとおりであるが、本学の障害等のある学生の支援の特徴のひとつは、支援の申請を行わない学生への対応も柔軟に行っている点である。

学生の中には、障害の傾向はあるものの診断書を持たない学生や、診断は受けているが情報共有を望まないケース、組織的な支援を必要としない例もある。学生特別支援室では、これらの学生からの相談を受けたり、定期面談を実施してスケジュール管理や修学上の困り事への対応を行っている。

平成 30 年 12 月末現在、学生特別支援室で対応を行っている学生 102 名のうち、修学支援の申請学生は 36 名である。本学に修学支援申請制度が導入されて以降は、支援申請学生数は伸びているものの、支援申請を行わない学生も多数在籍している。学生特別支援室に寄せられる相談対応件数は増加の一途をたどっており、またほぼ毎月、新規の学生に関す

る相談を受けていることから、診断書の有無に関わらず支援ニーズが潜在している可能性が高いと予想される。

3 山口大学の障害等のある学生の修学・就労の接続支援の取組み

山口大学就職支援室は学生の就職活動のサポートを行う全学施設で、就職に関する情報提供、就職講演会・説明会の開催、学内業界・企業研究会の企画と実施、就職相談などを行っている。障害等のある学生の就職や進路に関する相談も受けており、学生特別支援室や学生の所属学部との連携体制もある。

平成30年度は、就職支援室と学生特別支援室がこれまでの連携体制を活かして引き続き相談対応にあたり、協同で、関連イベントの開催、就労移行支援事業所との連携体制のあり方の検討、学内インターンシップの実施を行い、障害等のある学生の修学から就労への接続支援の充実を図った。

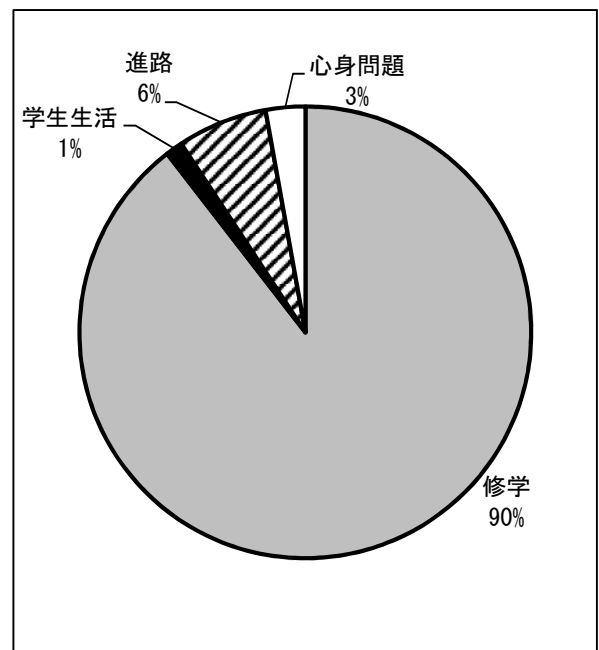
3.1 進路に関する相談対応

学生特別支援室では障害等のある学生の修学支援に関する相談に対応しているが、相談内容の内訳をしてみると、修学が主であるものの、進路や学生生活、心身問題に関する内容が一定量寄せられている。平成30年度（平成30年12月末現在）の相談対応内容をグラフ1にまとめた。修学に関する相談が90%であるのに対し、進路に関する相談も6%に上っている。特に進路に関する相談は、例年、修学以外の相談としては最も多い傾向にある。

進路や就職に関する相談が、修学支援を業務とする学生特別支援室に寄せられる背景の一つには、社会一般に障害者雇用に関する情報が浸透していることや、就労・定着支援の必要性の認識が高まったことがあると想定される。加えて、修学支援による効果から卒業や修了の目途がたち、具体的な進路を検討する段階に入るケースや、一方で修学や学生生活に関する困難や勉強意欲の低下などから大

学を休学・退学するケースもあり、修学と連動して進路に関する悩みが発生することが、学生特別支援室への相談に繋がっていると考えられる。

学生特別支援室では、進路に関する相談が寄せられれば、必要に応じて就職支援室を紹介しているが、個別の対応が必要な場合は、当該学生の許可を得て、情報を就職支援室に共有し対応に関する引継を行っている。また、就職支援室での面談に学生特別支援室のスタッフが同席する等して、対応を共有することもある。就職支援室からも学生特別支援室に、対応状況について適宜情報共有がなされ、必要に応じて両者で課題への対応方法や、支援方針の確認などを行う連携体制がある。



グラフ1 平成30年度学生特別支援室相談対応内容（平成30年4月～12月分）

3.2 関連イベントの開催

障害等のある学生の就労に関する教職員の知識の向上と、学生・保護者への情報提供を主な目的として、平成29年度から就職支援室と学生特別支援室の共催でセミナー等のイベントを企画してきた。平成30年度は、学外から講師を招き、障害者雇用や就労移行支援事

業に関するセミナーや勉強会を開催した。以下に本年度の関連イベントの開催概要を示す。

- (1) 障害等のある学生のための就労移行セミナー
 - ▶開催日時：2018年9月6日
 - ▶学外講師：株式会社LITALICO, 中国グループワークス広島 藤井 達志氏
 - ▶参加：学生, 保護者, 教職員
 - ▶概要：就労移行支援事業所の取組みと支援事例の紹介。および障害等のある学生・保護者を対象とした就労に関する相談会。
- (2) 障害等のある学生のためのキャリアガイダンス
 - ▶開催日時：2018年12月27日
 - ▶学外講師：株式会社イフ サーナワークス事業部 網野浩義氏
 - ▶参加：学生, 保護者, 教職員
 - ▶概要：障害者雇用の動向と、障害学生の就職活動要領についてのガイダンス講義および質疑応答。
- (3) 障害等のある学生の就労に関する勉強会
 - ▶開催日時：2019年2月27日
 - ▶学外講師：unselfish 奥谷 祐樹氏
 - ▶参加：就職支援室, 学生特別支援室, 学生相談所, 保健管理センター教職員
 - ▶概要：本学教職員を対象とした、障害者手帳の取得要領や、就労移行支援事業の現状に関する勉強会。

イベント(1)(2)には複数の学生や保護者からの参加があり、就労への関心の高さがうかがえた。参加した学生からは「具体的な障害者雇用の状況を知って安心した」とか、「自分と同じ様な障害のある学生が就職している事例を知って励みになった」、「卒業後もサポートを受けられる組織があることは心強い」といった声が聞かれた。学生達にとってこれらのイベントは、進路や就職に関する情報源

であるだけでなく、進路選択に前向きになったり、就職活動や就労に関して具体的なイメージを持つ機会となっている。このことは、イベントを開催したことによる成果のひとつと言える。

3.3 障害等のある学生の学内インターンシップ

障害等のある学生のための就労関連の取組みのうち、学内での継続的な実施を試みているものに学内インターンシップがある。

これは、就職支援室と学生特別支援室、インターンを受け入れる学内部局とで連携して有償で実施するもので、学生が状況に応じて活躍できるよう、「インターンシップ」と「しごとチャレンジ」の2種類を用意している。次項では、これら学内インターンシップの実施概要について説明したい。

4 山口大学における障害等のある学生のための学内インターンシップ

山口大学で行われている障害等のある学生のための学内インターンシップは、就職支援室、学生特別支援室、受入れ部署が連携して学生に学内で働く場を提供することで、学生が自らの障害やその特性について理解し、働くことを具体的にイメージして、修学から就労へとスムーズに移行できることを目指している。

この学内インターンシップの特徴の一つは、有償で実施している点である。後に説明するように、学内インターンシップには2種類あるが、いずれも有償としており、自ら働いて給与を得る体験を重視している。

もう一つの特徴は、学生の状況に合わせて参加できるような2種類の学内インターンシップを設けている点である。先述したとおり、山口大学では障害等のある学生の修学支援を2つのパターンで実施している。ひとつは修学支援の申請に基づく支援を行うもので、もうひとつは支援の申請はせずに定期面談やス

スケジュール確認などを個別に実施するパターンである。これは、障害があつて支援を必要とする学生への合理的配慮に加えて、診断書や障害者手帳を持っていなかったり、診断は受けているものの組織的な支援を希望しなかったりする場合のニーズに応えるためである。このことにより、学生の状況に応じた柔軟な修学支援が可能となっているが、この考え方は、障害等のある学生のための学内インターンシップの実施要領にも反映されている。障害等のある学生のための学内での就労機会として「インターンシップ」と「しごとチャレンジ」の2種類を設けているのも、障害の種類や程度、障害需要の状況、支援の希望の有無によって選択的に利用することを想定していることである。

本年度までに実施した学内インターンシップ実施件数を表1に示した。「インターンシップ」、「しごとチャレンジ」とともに実施件数は多いとは言えないものの、参加した学生たちには積極的な姿勢が見られている。「インターンシップ」と「しごとチャレンジ」、それぞれの特徴や実施要領を次に概観する。

表1 学内インターンシップ実施件数(平成30年12月現在)

	H28	H29	H30
インターンシップ	1	1	1
しごとチャレンジ	—	6	8

4.1 障害学生のための「インターンシップ」

「インターンシップ」は平成28年度から実施しているもので、障害があつて修学支援申請を行っている学生を対象としている。これまで1時間～3時間×5日程度、資料作成補助やデータ整理等を行う内容で実施してきた。学生は自身の障害の特性や配慮を希望する内容を明示して臨む点に、大きな特徴がある。

本年度は、実施の流れや役割分担を明確にするため、「障害のある学生のための学内イン

ターンシップ実施に関する申合せ」を暫定的に整備した。おおまかには、企画とコーディネート、就職支援室と学生特別支援室とが担当し、受入れ部局にて実施するという分担である。具体的には、就職支援室が、受入れ部署と仕事内容を調整し、参加学生や受入部局に対して仕事理解や就労についての助言を行った。学生特別支援室では、参加学生の調整を行い、学生や受入部局に、主に障害理解や支援実施に関する助言をした。

「インターンシップ」終了後には学生が報告書を、受入れ部局が評価シートを作成することとしており、その一部を互いに共有することで、改めて成果と課題を確認できるよう工夫している。関係者の主な役割と相関は図1のとおりである。「インターンシップ」実施に際して、学生特別支援室では定期面談で実施要領や課題を確認し、必要な情報を就職支援室や受入れ部局と共有して対策をたてた。障害学生の就労に際しては、いかに障害の状況や必要な支援内容を職場の担当者に伝えるかがポイントとなるが、この「インターンシップ」では、就労に際して予想される困難さと配慮を希望する内容を記載した「配慮願」を、学生本人が作成するという方法を採用した。在学中に、就労上の配慮内容を整理しておくことは、学外でのアルバイトや就職活動に直結するであろうし、就労のための心構えができるという効果も望める。

学生が「配慮願」を作成するにあたっては学生特別支援室が補佐することとし、修学支援の文脈で授業担当教員に配布している授業中配慮願をベースに、インターンシップ用にアレンジした。出来上がったインターンシップ用の「配慮願」は、学生自らが受入部局の担当者のもとに持参し、内容を説明するとともに配慮を依頼するというかたちで活用した。配慮の依頼を学生自らに課すのには、自主性を育む意図と、自身の障害理解を促進し他者への説明能力を育てるという目的がある。

「配慮願」の作成過程に代表されるように、日頃から修学支援で実施している配慮内容から働くことを想定して必要なものを選んだり、支援内容をより就労に沿うように焼き直すことで、修学支援の成果を効率的かつ実効的に就労に活かすことができる。また、修学の間

合との比較を行えば、学生が具体的に就労環境での支援のイメージを持ちやすくなる。さらに「インターンシップ」の成果を修学支援にフィードバックすることができれば、修学支援の充実と最適化に繋がり、教育的効果が見込める。

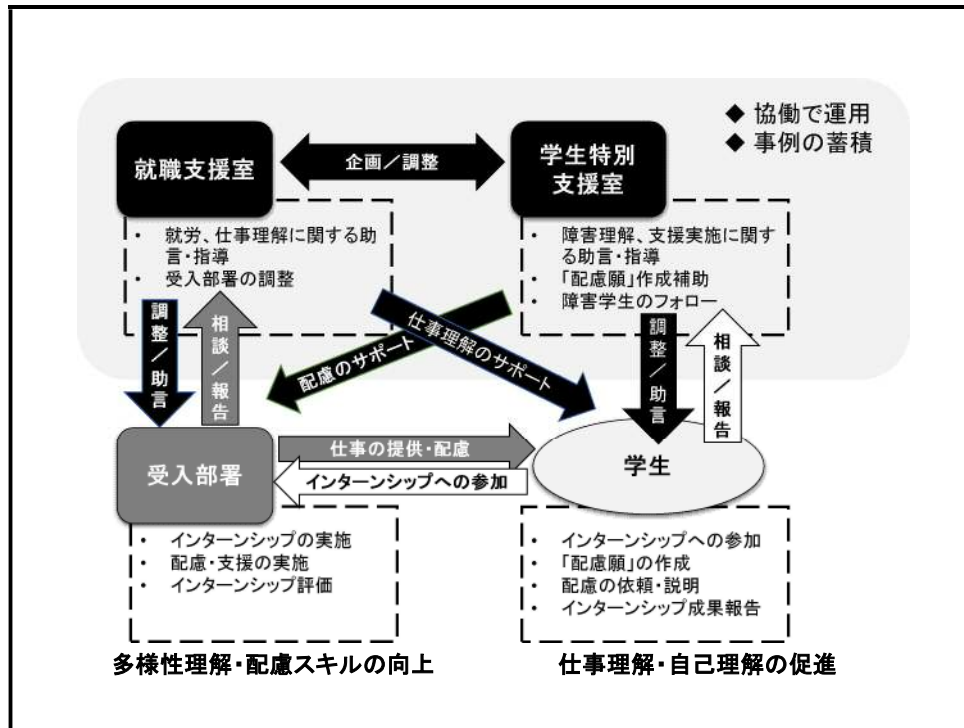


図1 学内インターンシップ担当者関係図

4.2 コミュニケーションが難しい学生のための「しごとチャレンジ」

「インターンシップ」が、修学支援申請をした障害学生を対象としているのに対し、「しごとチャレンジ」は、学生特別支援室で相談対応している学生のうちコミュニケーション等が難しい学生を対象としたものである。

就職支援室が受入れ部局の調整を行い、学生特別支援室で学生の選定を担当し、受入れ部局にて実施するという流れは「インターンシップ」と同様であるが、診断書や障害者手帳の有無は特に問わず、受け入れ先に障害の状況や就労上想定される困難さを共有するかどうかは学生の意思に任されている点が異なっている。

基本的に通常の学内アルバイトの延長で実施されており、学生特別支援室から学生に紹介する際も、学内アルバイトの一環として説明することが多い。通常の学内アルバイトと違うのは、主にコミュニケーションが困難な学生の参加を想定して、比較的短期間・単発で、作業要領が明確であり、現場でのコミュニケーションの取り方が柔軟な企画を用意していることと、学生の希望に応じて、必要な配慮要領を受入部局と共有する点である。

これまで実施してきた「しごとチャレンジ」は、1回2～3時間程度、資料の発送準備や品物の管理補助などを行うものである。学生によって受入先に、事前に想定される困難さや配慮内容を伝えることを望む場合もあれば、

情報共有は望まず、作業中に困ったことが発生した時点で自ら担当者に相談するという方法を採用する場合もある。「しごとチャレンジ」は、修学支援の申請を行っていない学生の参加を想定しており、「インターンシップ」に比べて、手続きが簡素で、配慮の求め方を選べるため、診断書を持たなかったり、修学上は組織的な支援を求めている学生も比較的気軽に関わることができる。

5 学内インターンシップ実施の意義

障害等のある学生にとって、学外でのアルバイトや一般に実施されるインターンシップは、心理的にハードルが高い可能性が大きい。特に発達障害や不安障害、あるいはその傾向に由来して、対人緊張が強かったり、初めての場所では落ち着かない、要領が明確でないと作業が進まない等の特性のある学生にとっては、学外の機会を利用する前段階として、学内で就労にチャレンジする機会があることは非常に有効である。慣れ親しんだ環境のもとで、日頃から状況を共有できている教職員のフォローのもと、働く機会を用意しておくことは、学生の安心感や企画に対する気軽さに繋がるもので、学内インターンシップ参加への心理的バリアを下げる効果も大きいと予測する。

一般的なインターンシップが無償で行われることが多いのに対し、学内インターンシップは有償で実施されている。これは、自ら働いて報酬を得る経験や、責任を持って働くことの意義を重視しているためである。特に、障害等の理由から学外でのアルバイトが難しい学生にとって、有償で働くという経験は貴重である。働いて報酬を得るということは、自分の能力を行使して生み出した物やサービス等が、対価として目に見えるかたちで評価されることであり、自らの生産性を確認する行為でもある。自分の能力が他者から認められたり、自らが能力を確認していくことは、

自立に繋がる大きなステップの一つであるが、この機会を提供する点で、学内インターンシップの有償性は有意義であると考えられる。

学内インターンシップを通じて成功体験を積み重ねれば、達成感や自信につながり、その後の修学や就職活動の大きな原動力となり得る。たとえ思うように実施できない場合でも、学生特別支援室や就職支援室での面談等を通じて課題を整理したり、対策を検討したりと、次に繋がる建設的なサポートを試みる事が出来る。このような作業を通じて、学内インターンシップが、学生自身が自己の特性を肯定的に受け止め、客観的に分析することの助けになることを期待する。学内インターンシップは、自己の特性の理解を促すだけでなく、自分に適した仕事選びや、就労における支援の求め方を検討する機会でもある。修学支援と連動して実施することで、現実味を持って修学から段階的に進路選択への志向を促すことが実現すれば、学生を大学から社会へとスムーズにつなぐための手段の一つとなるはずである。

学内インターンシップには、学外の就労機会に繋がる突破口となる可能性があるとして、このような機会に参加することが難しければ、学外の就労機会や就職活動に取り組むきっかけを失ったり、タイミングを逃す可能性がある。既に述べたとおり、学内インターンシップとしてタイプのちがう2つの種類を設けているのは、学生の状況に応じて参加を促すためである。特に、診断を受けていなかったり、組織的な支援を求めている学生たちは、一般に実施される通常のインターンシップと、障害学生を対象として実施されるものの狭間にあって、対象からこぼれ落ちてしまう可能性がある。ここに、障害等のある学生の中の多様性を加味した対応として「しごとチャレンジ」を実施する意義がある。

現実には、障害者採用枠での就職活動にも、就労移行支援事業所の利用にも、障害者手帳

が求められるため、在学中に障害者手帳の取得を目指すかどうかの選択を突きつけられる学生も多い。条件が揃わずに障害者手帳の発行に至らない場合も有り得るが、いずれにしても、どのように就職活動を進めるのかという問題と、障害とどう向き合うのかという問題への答えを同時に迫られることになる。就労においてどのような配慮がどの程度必要なのか、学生自身が見極める機会が広くあれば、これらの問題への回答を、現実味を持って検討する助けになると考える。本学で実施しているインターンシップが、そのひとつとして十分に機能するためには、柔軟な対応が出来る機会を増やし、内容を充実させていくことが重要である。

学生特別支援室でのインターン候補者の選定の過程では、該当学生から想定以上に積極的な反応があったり、学内インターンシップ終了後の定期面談では「また機会があれば紹介してほしい」とか「今後定期的な仕事があればチャレンジしてみたい」といった、学生たちの成長が感じられるような前向きなコメントも見られる。受入部署からの報告を受けて、初めて学生の持つスキルに気づくこともある。支援をコーディネートする運用側にとって学内インターンシップは、修学支援の文脈のみでは読み取りにくい学生の意思や持っている能力に気づく機会となっている。

本年度まで障害等のある学生の学内インターンシップを実施してきた担当者として実感するのは、大学の支援の現場で求められる就労に関するニーズの高まりと、早い段階で幅広くチャレンジできる機会を用意しておくことの重要性である。先述のように学内インターンシップに参加した学生からは想定以上の反響を得ることもあるし、最近では保護者から求められる期待も大きい。就労についての意識はあるものの、就職のイメージが付かずに具体的な行動に移せずにいたり、仕事をどう探せばよいのか分からずに途方にくれている

ケースも多くみられる。就労に関するニーズを拾い上げつつ、効果的な支援を行うためには、在学中の早い段階で、具体的な進路選択や就職活動のイメージ付けができる機会をつくるのが1つの方法である。この際、自分のスキルや苦手さを客観的に整理することが必要であるが、この点、学内インターンシップは実践を通して具体的に検討することが出来るという利点がある。

6 修学・就労の接続支援の取り組み：課題と今後の展望

本稿では、山口大学で実施している障害等のある学生を対象とした修学から就労の接続支援の取り組みとして、特に学内インターンシップを中心に、仕組みと意義を整理した。最後に、課題と今後の展望を示しておきたい。

障害等のある学生のための就労支援上の課題のひとつは、学内で実施する関連イベントやインターンシップ等の機会の少なさにある。学内インターンシップにしても、現時点での実施件数は限られており、機会を増やすためには、財源の確保、適当な仕事内容の調整等が更なる課題となる。人的資源に限界もあるため、実施の効率化を図るとともに、受け入れ先を開発していく必要もある。

学内インターンシップ等で得た成果を、次の就労のステップに繋げる工夫も必要である。例えば、学外のインターンシップに移行したり、就職活動に活かすための具体的な取り組みが求められる。

機会の創出と学外への移行という二つの課題を克服するためには、学内の資源の掘り起こしや連携体制の強化と同時に、学外機関との連携も視野に入れる必要がある。現在、就職支援室と学生特別支援室では、いくつかの就労移行支援事業所との連携の可能性を模索しているが、卒業後のケアも含めて在学中から連携できるパイプを大学側でも持つことが、円滑で安定した修学から就労への支

援に繋がると考える。

これまでの取組みにより、修学支援とリンクして就労支援を実施することの有効性がある程度確認された。日頃の修学支援の成果を、就労のための取組みに反映することで効率的かつ実効的な企画が可能となる。

今後の取組みをさらに充実させるためには、引き続き学内の関連部局との連携が必須である。役割分担しながらも、有効な情報共有や実効的な企画のブラッシュアップに務めたい。これらの取組みは、学生ための支援の充実に繋がることはもちろん、学内教職員の、障害等を初めとする多様性理解の促進と、アクセシビリティ配慮スキルの向上にも功を奏することを期待したい。

(学生支援センター 学生特別支援室
准教授)

(大学教育センター教授
・学生支援センター 学生特別支援室室長)

(学生支援センター 学生特別支援室
カウンセラー)

(学生支援センター 学生特別支援室
カウンセラー)

(学生支援課 事務職員)

(学生支援センター 就職支援室 教授)

【参考文献】

障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律

山口大学学生特別支援室ホームページ，

<http://ssr.ssc.oue.yamaguchi-u.ac.jp/>

山口大学就職支援室ホームページ，[http://www.](http://www.yamaguchi-u.ac.jp/campus/job.html)

[yamaguchi-u.ac.jp/campus/job.html](http://www.yamaguchi-u.ac.jp/campus/job.html)